

令和3年3月30日

東京高等裁判所長官

今崎 幸彦 様

令和3年度長野地方・家庭裁判所佐久
支部改修工事において、試行面会施設の
設置及びエレベーターの設置等を求め
る要望書

佐久広域連合議会

要 望 書

第1 要望の趣旨

佐久広域連合議会は、令和3年度に予定されている長野地方・家庭裁判所佐久支部及び佐久簡易裁判所（以下「佐久支部」と表記します。）の改修工事（以下「本件改修工事」と表記します。）について、下記1から3の要望をいたします。

記

- 1 試行面会施設の設置工事を優先的に行うこと
- 2 エレベーターの設置工事を優先的に行うこと
- 3 本件改修工事の入札公告を延期すること

以上

第2 要望の理由

1 試行面会施設の設置工事の必要性は非常に高い

(1) 今回の改修予定案は、佐久支部庁舎内の大小全20数室の部屋のうち15室ほどの部屋が壁の取り壊しや配置の変更により消滅し、新たに16室ほどの部屋ができるという大規模なものです。工事内容からして、相当程度の改修予算が組まれていることも推察できます。それにもかかわらず、試行面会施設（考査室・調査室）がどこにも存在しないなど、これまで当議会や管内各市町村議会が強く要望してきた家庭裁判所調査官の常駐を前提としない

改修となってしまっています。

改修とはいえ、これほど大きな改修予算が付いたとなると、今後長期間にわたり建替え予算はつかないことが容易に予想されます。とするならば、この大規模改修の機会に、佐久支部に必要な裁判所機能を是が非でも確保する改修にしなければなりません。

その観点から、まず、試行面会施設（考査室・調査室）の設置工事は必須です。

(2) 夫婦間の紛争により、子どもとの面会交流の可否や方法を巡って対立している場合、試行的面会交流を行うことは有効な手段ですが、佐久支部にはこれを実施できる試行面会室がなく、県内裁判所支部で唯一、家庭裁判所調査官が常駐していないこととも相俟って、試行的面会交流自体が実施されにくい環境にあります。いざ試行的面会交流を実施する際にも、関係者は平日昼間に上田支部庁舎まで赴かなければならず、子ども達も学校等を休んだり早退したりしなければなりません。裁判所は、誰もが利用する可能性がある施設であり、地域間での平等が求められる司法において、佐久地域の住民は、この点で、他地域の住民に比べて大きな負担や不利益を被り続けてきました。

しかも、佐久支部の管内人口及び家事事件数は県内6支部のうちで3番目に多く、また、佐久児童相談所管内の児童人口増減率は県内で最も良好な数字を示しており、全国的にみても児童人口が減少しない地域です。すなわち、佐久地域は、将来にわたって、児童に関連する事案が発生し続ける可能性が非常に高い地域といえます。

(3) このような状況において、佐久支部への家庭裁判所調査官常駐は、佐久児童相談所からの要望であることは勿論、長野県からも具体的に国に対して要望がなされてきたところです。

裁判所改修予算も、住民からの税金によるものであり、住民に還元される利益が大きな問題については優先的に改善されるべきです。

当議会としても、今回改めて、家庭裁判所調査官の常駐を求めるとともに、佐久地域の住民がこれまで被ってきた上記の負担や不利益を速やかに解消するため、標記要望の趣旨1のとおり、試行面会施設の設置工事を優先的に行うことを強く要望いたします。

2 エレベーター設置の必要性は非常に高い

(1) 東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、国を挙げてノーマライゼーション社会の実現を具体的な目標として掲げる中で、裁判所において、基本的なバリアフリー化工事が後回しにされることはあってはなりません。ところが、本改修工事案には、相当な予算が計上されていると推察されるにもかかわらず、エレベーターの設置が予定されていません。その理由として、裁判所からは、他の同規模の裁判所庁舎とのバランスといった説明がなされましたが、到底納得できるものではありません。たしかに、古い2階建て裁判所庁舎にはエレベーターが設置されていない庁舎が多いのは事実ですが、だからと言って、相当額の改修費用が予算化された場合にまで設置しなくてもよいということにはなりません。そういった予算が

付いたときにこそ、順次エレベーター設置工事をしていくことによって、初めて将来の全国的なバリアフリー化が実現するものと考えます。

(2) 国は、従前から、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、身体的状況等を問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、生き生きと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境等をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくというまちづくりの理念を示しています。「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」も、この理念の中で定められたものです。

更に、長野県は、同法制定の10年以上前から、障害者が安心して行動でき、社会に参加できる福祉のまちづくりの総合的な推進を図り、すべての県民が共に生きる豊かな福祉社会を実現することを目標に掲げており、長野県福祉のまちづくり条例を定め、その中で、事業者に対しては、管理する施設について障害者等が安全かつ容易に利用できるようその責任において整備に努めなければならない旨を規定しています。当然ながら、長野県内の裁判所も、その責務を負っています。

大規模改修にあたって、バリアフリー化は特に優先的に検討すべき事項であり、本件改修工事案のレイアウトそのものの変更も含めて再検討していただいたうえで、標記要望の趣旨2のとおり、エレベーターの設置工事を優先的に行うことを切に要望いたします。

3 本件改修工事の入札公告は一旦延期すべきである

(1) 国土交通省は、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」において、改善、改修の際のチェックポイントとして、現状を十分に把握し、改善の目標を定めるとしても、基本的な配慮はハード面における対応であるとし、新築の場合と同様、建築物を管理運営する職員や利用者の意見を十分に汲み上げることが必要であると明言しています。

佐久支部庁舎の問題については、平成29年9月29日の当議会による「長野家庭裁判所佐久支部において、調査官の常駐、少年審判の取扱い、及び庁舎の建替えを求める意見書」の採択には始まり、その後、管内各市町村議会においても採択された同様の意見書の中でも改善が指摘され、また、長野県議会の平成30年2月定例会において採択された「長野家庭裁判所佐久支部において、調査官の常駐、少年審判の取扱い及び庁舎の建替えを求める意見書」及び「裁判所支部機能の充実を求める意見書」においても、改善の必要性が記されています。

これらの意見書による要望は、地域住民の声そのものであり、こういった意見を十分に汲み上げて頂くことが必要となります。

(2) 本件改修工事案については、令和3年3月末には入札の公告がなされると伺っておりますが、本件改修工事案が公にされたのは、同年3月第2週に入ってからであって、本件改修工事案を十分に検討し、利用者からの意見を十分に汲み上げる期間が設けられているとはいえない状況です。

そのため、標記要望の趣旨3のとおり、本件改修工事の入札公告を延期していただくことも併せて要望いたします。

以上

佐久広域連合議会

議長 清水 喜久男